事　務　連　絡
令和８年10月16日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老　人　保　健　課

令和８年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その２）

令和８年熊本地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

また、利用料の取扱いについては、別途、「令和８年熊本地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するＱ＆Ａ及び介護保険の利用料減免の取扱要綱について」（令和８年８月18日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課事務連絡）を発出していることから、必要に応じて参照いただくよう、併せて周知をお願いします。

（令和８年８月７日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

１に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第１項、第 48 条第１項、第 66 条第１項、第 78 条第１項、第 87 条第１項、第 96 条第１項、第 127 条第１項、第 140 条の６第１項、第 145 条第１項、第 155 条の５第１項、第 182 条第１項、第 197 条第１項及び第 212 条第１項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第１項、第 69 条第１項、第 81 条第１項、第 90 条第１項、第 118 条の２第１項、第 135 条第１項、第 155 条第１項、第 190 条第１項、第 206 条第１項、第 238 条第１項、第 269 条第１項並びに第 286 条第１項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第３条の 19 第１項、第 24 条第１項、第 71 条第１項、第 96 条第１項、第 117 条第１項、第 136 条第１項及び第 161 条第１項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第１項、第 52 条第１項及び第 76 条第１項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第９条第１項及び第 41 条第１項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第１項及び第 42 条第１項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第１項及び第 42 条第１項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第５号）第 14 条第１項及び第 46 条第１項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の６の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、２に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 10 項及び第 115 条の 47 第８項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、１に掲げる者について２に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、福祉避難所として開設された介護保険施設等における食費・居住費については、別添「災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について」（令和７年 12 月 24 日付内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付ほか連名事務連絡）記の３において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第４条第１項に基づく支援が可能であることをお示ししている。

一方で、平時からの入居者等は通常通り自己負担となるため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

１　対象者の要件

（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

（１）　令和８年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和８年 10 月 16 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第９条の被保険者であること。

（２）　令和８年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和９年２月末までの介護サービス分

※取扱いの期間については、当面の対応として期限を設けているが、被災状況や保険者の意向等を勘案し、適時に延長を行うことを想定している。

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

（1） 上記 1（2）の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1（1）の市町村であることを確認するとともに、当該者の1（2）の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

（2） 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、「令和８年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（７月サービス提供分）（その２）」（令和８年８月 20 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）の２（３）と同様であるため、参考とすること。

別紙

猶予実施市町村　（令和８年10月16日時点）

1	熊本県	熊本市
2		八代市
3		水俣市
4		山鹿市
5		菊池市
6		宇土市
7		上天草市
8		宇城市
9		天草市
10		合志市
11		下益城郡美里町
12		菊池郡大津町
13		菊池郡菊陽町
14		阿蘇郡西原村
15		上益城郡御船町
16		上益城郡嘉島町
17		上益城郡益城町
18		上益城郡甲佐町
19		八代郡氷川町
20		葦北郡芦北町
21		葦北郡津奈木町